

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月29日
【会社名】	株式会社 木曽路
【英訳名】	KISOJI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内田 豊稔
【本店の所在の場所】	名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
【電話番号】	052 ( 872 ) 1811
【事務連絡者氏名】	総務部長 富田 敬治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目43番15号 ( 芝信三田ビル4階 )
【電話番号】	03 ( 3798 ) 7131
【事務連絡者氏名】	執行役員東日本本部長 合田 光博
【縦覧に供する場所】	株式会社 木曽路 東日本本部 ( 東京都港区芝三丁目43番15号 ( 芝信三田ビル4階 ) ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) 株式会社名古屋証券取引所 ( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円 総額216,257,864円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第20条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第20条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第20条（株主総参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	154,327	1,046	-	（注）1	可決（98.67％）
第2号議案	156,470	1,112	-	（注）2	可決（98.64％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議案は、本総会当日の採決において、本総会前日までの議決権行使書による賛成と当日出席した株主の多数の賛成で可決されましたが、集計作業の困難さから当日出席した一部の株主から賛成、反対及び棄権の確認ができておりません。賛成の割合の計算において、この確認ができなかった議決権の数1,034個は、賛成、反対及び棄権の議決権の数には加算しておりませんが、当日出席した株主の議決権の数には加算してあります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は加算してありません。

以上